

て、子どもの権利擁護の「最後の砦」であるべき児相の専門性の確保が、喫緊の課題として求められるのではないのでしょうか。

発達特徴を有する子どもたちへの適正・適切な支援や合理的配慮の重要性を強く認識し、公教育の現場や行政の支援が正しく機能することを願うばかりです。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

第51回社会保障審議会児童部会

令和4年2月 資料3-1

○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。

○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

障がいのある人たちの 地域生活・住まいにおける差別の解消 に必要なこと

～障害者差別解消法、福岡市障がい者差別解消条例の改正を受けて～



就労支援事業所へ通所中と伝えたと保証会社を通らない、車いすユーザーは別の理由をつけて賃貸借契約を断られる。これらのことが現実には起こっています。

条例施行から6年を経た今でも障がい者の住まい確保は難しく、円滑な転居や地域移行ができず、不本意ながら施設やグループホーム入居を選択する人もいます。

福岡市在住の障がいのある人たちの地域生活、特に住まいの確保と維持に関する差別の実態や解消の方法について、当事者や事業者、関係者が一堂に会し現状と対策を話し合います。

日程 令和7年6月18日(水)
13:00～15:00

会場 福岡市民福祉プラザ
503 研修室

参加費 500円
※先着60名様
※要申込(裏面申込書)

(1)事例発表

差別をなくす会当事者、不動産事業者、居住支援法人、(社福)福岡市社会福祉協議会

(2)パネルディスカッション

差別をなくす会当事者
栗田将行氏(社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会)
原田明典氏(株式会社ジャスティス)
木下智裕氏(居住支援法人/一般社団法人 Resta)
西村隆之氏(西区第1障がい者基幹相談支援センター)
岩城 渉氏(弁護士/岩城法律事務所)

参加申し込み方法

- お名前(複数人のときは代表者名と参加人数)
 - 当日連絡のつく電話番号
 - ご所属
- を書いて FAX またはメールをお願いします。

主催	福岡市障がい者差別をなくす会
後援 (予定)	福岡市 (社福) 福岡市社会福祉協議会 福岡市障害者関係団体協議会 福岡市民間障がい施設協議会

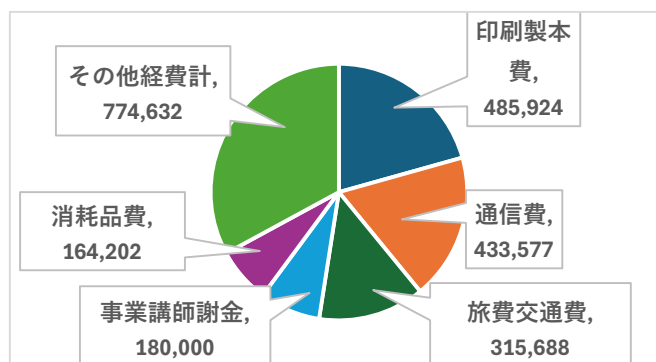
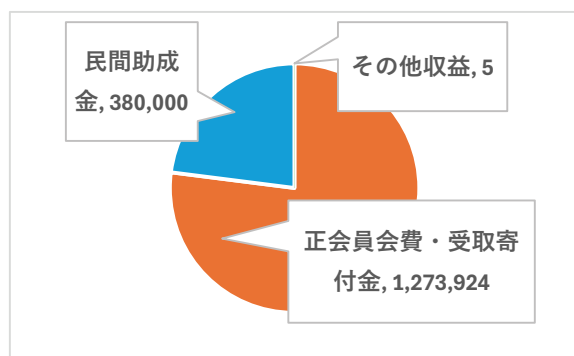
申込用QRコード



FAX 送信先 092-985-7911

メール tomochan.m3@gmail.com(友廣)

令和5年度 事業と会計のご報告



1. 収入

正会員、寄付金を合わせて計上しています。令和5年度もたくさんの方々にご支援いただいて心から感謝申し上げます。企業様等から使途目的自由な大口寄付や民間助成金も受けることができました。

2. 支出と事業の報告

- 5年度は市議会議員さま向けの学習会・見学会、インクルーシブ教育講演会を実施、社会に向けて発信を行いました。
- 全国肢体不自由児者父母の会連合会・九州ブロック大会担当県として大会の企画・運営に県肢連会員と共に注力しました。
- 福岡市障がい者等地域生活支援協議会・福岡県肢連・福岡市障がい者差別をなくす会など他団体と連携して活動しました。
- おたより発行は1回にとどまりました。

■決算報告

単位：円

活動計算書

通常の活動で得た収益	1,653,929
通常の活動で使った費用	2,354,023
差引収支	－700,094
活動以外の収益と雑損失	－509
前年度の繰越金	1,913,836
今期の正味財産額	1,213,233

貸借対照表

資 産	現金預金	900,337	負 債	0
	貯蔵品	256,410		
	固定資産	56,486		
前期繰越正味財産額			1,913,836	
当期正味財産増減額			-700,603	
負債及び正味財産合計額			1,213,233	

■ご支援のお願い

当会は助成金と皆さまからの応援会員会費・ご寄付等で運営しています。ご支援をよろしくお願い申し上げます。

■応援会員（3,000 円/年）以上の任意の額

■ご寄付（いくらからでも結構です）

〇お振込み先

・ゆうちょ銀行	口座番号 17420-67362471
・福岡銀行	藤崎支店 普通預金 1548051
・西日本シティ銀行	港町支店 3028564
口座名義（どれも）	トクヒ）ショウガイシャヨリヨイクラシネット

認定NPO法人への寄付金の控除について

1. 個人が寄附した場合

個人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、所得税の寄附金控除が受けられます。寄附金控除には、所得控除と税額控除の2つの方法があり、どちらか有利な方法を選択することができます。

2. 法人が寄附した場合

法人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、法人税の寄附金控除が受けられます。一般の寄附金に係る損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

3. 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続または遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期間までに、認定NPO法人に寄附した場合には、その寄附をした財産は非課税財産として、相続税の計算から除かれます。



この冊子は赤い羽根共同募金配分金事業で作成しました

認定NPO法人 障がい者より良い暮らしネット

810-0062 福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4F

TEL 090-7392-1000 TEL/FAX 092-985-7911

Mail yoriyoikurasi@gmail.com

HP yoriyoikurasi.net

FB <https://www.facebook.com/yoriyoikurasi/>

より良い暮らし

検索